

第 13 期福祉のまちづくり推進協議会第 4 回専門部会の主な意見のポイント

令和 4 年 10 月 26 日開催

(※印：会議終了後の追加意見)

1 第 1 章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展 について

- ・施策概要には、例えば、(1)「誰もが円滑に移動できる～」のところでは「地域の住民と連携しながら～」、(2)「全ての人が快適に利用できる～」のところでは「高齢者や障害者などの当事者参加の取組により～」と書かれているが、取組の成果としてまとめられているのは、物的な環境整備がどのくらい進んだかだけなので、どういう取組をしてこういう結果になったのかというところが触れられていると、施策概要で求めているところがやられているんだとか、後に当事者参加でいえば課題で、今後進めていかなければいけないところがまとめられているので、その前提としても、重要なポイントになるのでは。(佐藤委員)
- ・1 章のこれまでの進捗状況の記載というのは、4 章の課題や方向性につながっていくものでなければ。できる限りそういう意味で、成果目標というのがやはり評価できるものでなければというふうにする。例えば福祉教育の充実というところは、全校数に対するどのくらいの割合なのか、わかるようにして欲しい。(永田委員)
- ・5 ページ以降の進捗状況のデータの示し方について、例えば、交通関係などでは整備率というのが出ているわけだが、後ろのほうに行くと、何件補助したとか実績の件数しか書いていなくて、それが多いいのか、少ないのかということが、あまりよく分からない。協議会としては、都庁と完全一体ではないので、全体、あるべき姿から見て、今、この辺だよねということも含めて、やはり率みたいな考え方を取り入れて、数字を示したほうがいいのではないかな。(庄司委員)
- ・ターミナル駅での案内サイン等の改善、都が管理する道路橋のバリアフリーについての方針などは、重要な取組なので入れた方がよい。(稲垣委員)

2 第 1 章 国等の動向 について

- ・12 ページ目のバリアフリー法に関する改正でたくさん重要なことで結構抜けがある。公共交通関係の円滑化基準に関する省令は令和 4 年に改正されており、実務において重要なところとしてガイドラインの改正が多くなされているので記述が必須では。(稲垣委員)
- ・国連から分離教育へ中止も含めた勧告が出たかと思う。今後、都、この協議会でも議論されていくのかと思うが、今後どうされていくのかも、国もまだ決まっていないことではあると思うが、協議会でも、今後議論していかなければいけないことではないか。分離教育などを今後、都など考えられていくと思うので。(織田委員)

3 第4章1 東京2020大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開 について

- ・事業者側に建築関係者なども含まれるのでは。利用者側のところで、「意見が合わない場合に当事者間で認識できる」とあるが、この当事者間というのは、障害のある方同士のいわゆるコンフリクトというか意見の対立が合意形成によって、何とか調整できるというようなことを書いてあるのかと思うが、当事者参画の価値としては当事者間ではなくて、関係者間で認識できるということではないかと思う。当事者とか事業者の言葉がどういうふうに使われているのかがよく分からないので、ちょっと整理していただければと思う。(川内委員)
- ・いろんな検討の場で当事者参画がやっぱり重要だと思ううちの一つに、相互理解というのがある。障害理解や困りごととニーズを事業者とか管理者側が知るという方向の理解は、今までずっと議論されているし、書かれていることだと思う。逆の矢印で、当事者の方々が施設管理とかでの技術的な制約、空間的な制約、制度的な制約、あるいは財政的な制約とか、やっぱり共有することで、自分のニーズの示し方というのがかなり変わってくるのだろう。そういう意味での相互理解というのが重要だと当事者参画で思っていて、できればそれに関する記述があるといい。(稲垣委員)
- ・手法の②番のワークショップというところで、意見交換のことが書いてあって、ワークショップというとなんかもっとアクティブな、アクティブじゃないと申し上げているわけでないが、若干個人的に分かりにくかった。(河原委員)

4 第4章2 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進 について

- ・20ページのところは医学モデルができない「体」に着眼するのに対して、社会モデルはできなくさせる「社会」に着眼させるというような対置でよく語られるが、自分ごと化は、ここでいうところの私たち、私もしくはあなたが、できなくさせる社会の一員としてどういう責任があるかという形で、自分ごと化するような何か文案にいただければと思う。(小山委員)
- ・心のバリアフリーでやることは、社会モデルをきちんと理解してもらうということで、社会が不十分であるということをあなたは理解していますかということをしちゃんと教えていく。(川内委員)
- ・21ページに、「学校連携教育事業」と記載があるが、もう少し突き詰めると、先ほど分離教育廃止の勧告の話題も出ていたが、障害児教育とどういう連携をしていくんだというところが、もう少し双方向でセットに検討されなければいけないんだろうなということを感じている。(小山委員)
- ・視覚障害者が1人で自由に動けるか追求したら多分できないと思うが、その心のバリアフリーじゃないけど、人の力と、人を育てていったほうが全然早いかなと。ただ、人を育てていくにも、今後は早くして、理解しましょうと言っている時代から、何だかんだそんなに時代がたっても、まだこういうことを言っているというのがすごく悲しい。(吉田委員)
- ・学生時に障害者に対する理解を進めていけば、将来、専門職となったときに支援をしてもらえるということもあると思う。学生のときの経験が、将来に生きていく。このあたりも工夫していただければと思う。(越智委員)

5 第4章3 誰でも利用目的通りに使えるためのハード整備と連動したソフト対策の充実 について

- ・23ページに必要な情報提供項目のイメージの例示だが、より実用に耐えるような情報発信ということを考えると、これらの項目をどういうふうに表記するのが望ましいかとか、画像もどういうものが写っているといいのかとか、もっと詳細な多分ガイドライン的なものが必要になってくるのでは。それができると、アプリなどにも自動的にデータを取り込むとかしやすくなる。(庄司委員)
- ・どうしても何か障害をお持ちの方のための情報をデジタルで出すというふうに狭くなりがちだが、そこをもう少し広く捉えて、あらゆる情報を編集加工しやすいデジタルデータで出すことが、読み上げに使ったり、拡大して表示したりとか、いろんな加工の自由度を高めるのだという発想をもう少し入れていただければと思う。(庄司委員)
- ・インターホンしかないのは聴覚障害のある人にとっては何もないのと同じで、無人化するなら、聴覚障害のある人も含めてすべての人に連絡手段を提供する対応も含めた記述にする。(川内委員※)
- ・音響式信号機が夜間に止まることは危険が増すのでよくないことに触れるべき。(川内委員※)

6 第4章4 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進 について

- ・マスタープランを位置づけた場合でも財政支援の対象になっているかと思う。基本構想が非常にハードルが高いと感じている自治体にとって、結構インセンティブになり得る。(稲垣委員)
- ・車いす対応トイレへの利用集中による問題があり、必要とする人が使えるトイレを求めて建物内を大きく移動することがある。数を増やすことを記載すべき。(川内委員※)

7 第4章5 防災対策や観光施策等におけるユニバーサルデザインの推進 について

- ・根本的ないわゆる災害弱者の人の総合的な施策を取っていかないといけない。例えば本人の個人避難計画については、全然郊外が進んでないとか、格差の問題に気づけていない。全庁を挙げて、そういうことを議論していくべきみたいなことを書いてやったほうがいいのでは。(市橋委員)
- ・災害時のトイレの重要性を書き、腰掛式と車いす対応を増やすという記述を入れていただきたい。女子の簡易トイレの出入りなどプライバシーを保つこと重要性を書くべき。(川内委員※)
- ・ヘルプカードは作成促進ではなく、活用を促進するというほうが合っているんじゃないかと思うので検討いただきたい。(越智委員)
- ・訪日外国人がどんどん増えてくるということで移動、旅行支援も始まっているので、そういう余暇活動とかあるいは観光だとかいったところも大きくユニバーサル化していくポイントの大きな一つになるので、その視点も今の段階から書いておければと思う。(稲垣委員)
- ・東京でデフリンピックの開催が決定した。障害者のスポーツ、例えば、デフリンピックを通して、障害者に対する理解を進めていくというふうな内容も含めていただければと思う。(越智委員)